

# 障害のある子ども・家庭への支援

## 障害者手帳等の取得

各種手帳の交付についてはお問い合わせください。

### 身体に障害のある方

・身体障害者手帳



### 知的発達に障害のある方

・愛の手帳(東京都療育手帳)



問合せ先 障害者福祉課障害者相談係 ☎5608-6165

問合せ先 江東児童相談所 ☎3640-5432

### 精神に障害のある方(発達障害のお子さんが取得可能な場合もあります)

・精神障害者保健福祉手帳



問合せ先 向島保健センター ☎3611-6135※ 本所保健センター ☎3622-9137※



## 費用等の助成

### 障害のある子ども・家庭に対する手当一覧

申請方法等についてはお問い合わせください。

種類	支給要件 *支給制限あり。詳細はお問い合わせください。	手当月額	問合せ先
障害児福祉手当(国制度)	身体または精神に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方に手当を支給します。 *3歳未満の乳幼児は医学的判断ができないことがあります。	15,220円 (2023年度)	障害者福祉課 障害者給付係 ☎5608-6163
東京都重度心身障害者手当	次のいずれかに該当する方に、手当を支給します。 ①重度の知的障害があつて、日常生活について常時複雑な介護を必要とする程度の著しい精神症状を有する方 ②重度の知的障害と重度の身体障害を重複して有する方 ③重度の肢体不自由であつて、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害を有する方 *3歳未満の乳幼児は医学的判断ができないことがあり、申請できない場合があります。	60,000円	
心身障害者福祉手当(区の制度)	心身に一定の障害がある方、特定医療費(指定難病)受給者証を有している方、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方等に手当を支給します。 *児童育成手当(障害手当)の対象の方は対象外となります。	7,750円 または 15,500円	子育て支援課 児童手当・ 医療助成係 ☎5608-6376
児童育成手当(障害)	20歳未満で次のいずれかに該当する児童を養育している方に支給します。 ①「愛の手帳」1～3度程度 ②「身体障害者手帳」1～2級程度 ③脳性マヒ、進行性筋萎縮症	児童一人につき 15,500円	
特別児童扶養手当	20歳未満で次のいずれかに該当する児童を養育している方に支給します。 ①「愛の手帳」1～3度程度(含む精神障害) ②「身体障害者手帳」1～3級程度(含む内部障害) ③精神障害等のため、日常生活に著しい制限を受けている	重度/53,700円 中度/35,760円	

※令和6年度に新保健施設等複合施設へ移転・統合します。電話番号も変更になる可能性があります。詳細は、区HP等から最新情報をご確認ください。

種類	支給要件 *支給制限あり。詳細はお問い合わせください。	手当月額	問合せ先
自立支援医療 (育成医療)の支給 	18歳未満で身体に障害のある児童で、手術等によって障害の改善が見込まれる方 *入院時食事療養費等は助成の対象外です。	対象の障害の治療にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担分の一部	向島保健センター ☎3611-6135※ 本所保健センター ☎3622-9137※
小児精神障害の医療費助成 	18歳未満の児童で、精神障害のため入院治療が必要な方 *入院時食事療養費等は助成の対象外です。	対象の入院治療にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担分	向島保健センター ☎3611-6135※ 本所保健センター ☎3622-9137※

## その他の支援

### 居宅訪問型保育事業(医療的ケア対応)

1歳から5歳児クラスで保育の必要があり、医療的ケアが必要な疾病等のため集団保育が困難なお子さんを対象に、保育者がお子さんの自宅で1対1の保育を行います。

**運営事業者** 認定NPO法人フローレンス ☎6811-0907

**問合せ先** 子ども施設課入園係 ☎5608-6512



### 就学後の障害児の受け入れ

区立小・中学校に、特別支援学級、難聴学級、言語障害学級、特別支援教室(情緒障害等)が設けられています。また、障害や病弱の程度により、都立盲・ろう・特別支援学校があります。

**問合せ先** 学務課給食保健・就学相談担当 ☎5608-6304※



### 心身障害児(者)歯科相談等事業

心身に障害のある方を対象として、「ひかり歯科相談室」において歯科健診・相談、歯みがき指導、予防処置等を行っています。(予約制)

**問合せ先** 保健計画課保健計画担当 ☎5608-1462※

### 児童通所支援

#### ■児童発達支援

心身に障害または発達の遅れがある未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

#### ■放課後等デイサービス

心身に障害または発達の遅れがある18歳までの就学児に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

ご利用には「通所受給者証」が必要となります。申請方法、事業所一覧は区HPをご確認ください。

**問合せ先** 障害者福祉課事業者係 ☎5608-6578

